

和歌山県立医科大学
法人化基本計画

平成17年6月
和歌山県

はじめに

平成15年12月22日、県内外の有識者で構成された「県立医科大のあり方懇談会」から『和歌山県立医科大学のあるべき姿のために - 提言 - 』が知事に提出された。

これを受けて、県立医科大学を設置・運営する立場から提言の内容を検討し、平成16年5月に公表した「県立医科大学改革基本方針」(以下「基本方針」という。)では、県立医科大学の活性化、大学運営・経営の効率向上、教育・研究・診療機能の向上など県立医科大学の改革の目的・方向性を示し、改革の実現に向けては、大学の特性、自主性、自律性へ配慮しつつ、地方独立行政法人化の具体像の検討に着手し、「県立医科大学法人化基本計画(仮称)」の策定を進めるとしていた。

この「和歌山県立医科大学法人化基本計画」は、「基本方針」に則り、大学改革のための法人化に際し、法人の基本形態、運営組織、目標評価制度、人事制度、財務会計制度、附属病院のあり方等について基本的事項をとりまとめたものである。

参考

和歌山県立医科大学改革基本方針(平成16年5月)

はじめに

大学を取り巻く環境は、少子化の進行による学生数の激減、国立大学の法人化による大学間競争の激化、国・地方に共通する財政の悪化等により、極めて厳しい状況におかれている。

その一方で、知の時代ともいわれる21世紀において、大学は学問や文化の継承と創造を通じ、人類や国際社会への貢献がますます求められており、個性豊かな大学づくりや大学運営の活性化など、大学の改革と新生に対する期待は大きくなっている。

和歌山県立医科大学(以下「県立医科大学」という。)においても、これらの環境変化への対応、保健医療の中核としての役割の充実、紀北分院のあり方等の諸課題に取り組んでいくことが求められている。

県内外の有識者で構成された「県立医科大のあり方懇談会」から『和歌山県立医科大学のあるべき姿のために』と題する提言(以下「提言」という。)が、平成15年12月22日に知事に提出された。

この提言を受けて、県立医科大学を設置・運営する立場から提言内容に検討を加え、県立医科大学がどのような課題に直面しており、その課題の解決には、どのような方策があり、その方策を実施するためにはどのような改革が必要であるか、ということを検討し、県立医科大学改革のための基本方針としてとりまとめたものである。

目 次

1	法人の基本形態	
(1)	法人の名称	1
(2)	法人の設立等	1
2	運営組織	
(1)	役員	
ア	理事長	2
イ	副理事長	2
ウ	理事	3
エ	監事	3
(2)	理事会(仮称)	
ア	設置及び構成	3
イ	招集及び議事	3
ウ	議決事項	4
(3)	審議機関	
ア	審議機関の設置・招集等	4
イ	経営審議会(仮称)	4
ウ	教育研究審議会(仮称)	5
(4)	教員組織	6
(5)	事務組織	6
(6)	地域医療支援体制	6
3	目標評価制度	
(1)	目標評価制度	7
(2)	中期目標	7
(3)	中期計画	8
(4)	年度計画	9
(5)	評価制度	9
(6)	情報公開	9
4	人事制度	
(1)	教職員の承継	10
(2)	教職員の人事	10
(3)	教職員の評価制度	11
(4)	給与制度	11
(5)	サービス・勤務時間等	12
(6)	人員管理	12
(7)	福利厚生	12
5	財務会計制度	
(1)	財産的基礎、財産の処分	13
(2)	運営費交付金	13
(3)	自己収入	13
(4)	施設整備	14
(5)	会計基準、監査体制	14
(6)	資金管理	14
6	附属病院及び附属病院紀北分院	15
7	法人の概略図	16

1 法人の基本形態

(1) 法人の名称

和歌山県が設立する公立大学法人の名称は、公立大学法人和歌山県立医科大学(仮称)(以下「法人」という。)とする。

(2) 法人の設立等

ア 法人設立の時期等

平成18年度の法人設立を目指し、定款案や関係条例案等を早期に議会へ提案できるようにするなど、法人化に係る一連の準備作業をより一層進める。

イ 法人が設置する大学等

法人は、和歌山県立医科大学(以下「大学」という。)を設置する。

なお、経過措置として法人は、和歌山県立医科大学看護短期大学部(以下「短期大学」という。)に在学する者が短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、新短期大学を設置する。

また、法人の事務所は、その主たる事務所の所在地である和歌山市に置くものとする。

ウ 法人の目的

法人の目的については、「大学の設置及び管理」、「高等教育機関としての位置付け」、「医科大学としての機能」、「育成する人間の理想像」、「大学としての社会的使命」の考え方にたって定めるものとする。

エ 業務の範囲及び執行等

法人の業務の範囲については、大学が医科系大学であるという特性を踏まえ、その範囲を検討するものとする。

法人の業務の執行に関し必要な事項は、定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるものとする。

法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、知事の認可を受けなければならないものとする。

オ 公告の方法等

法人の公告は、和歌山県報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で和歌山県報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えるものとする。

2 運営組織

(1) 役員

法人には、役員として、法人を代表しその業務を総理する法人の長である理事長1人、法人を代表し理事長を補佐して法人の業務を掌理する副理事長1人、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する理事4人以内、法人の業務を監査する監事2人をそれぞれ置くものとする。

ア 理事長

(ア) 職務・権限等

理事長は、法人全体の意思決定とその業務の執行について最終的な責任を負うものとする。

理事長は、法人の目的や大学の理念を実現するため、強力なリーダーシップと経営感覚を十分に発揮するとともに、法人が設置する大学の学長となり、全学的な教育研究上の重要課題や学部の枠を越えた教育研究上の課題への対応など、大学運営に関する基本的な指針を学内外に明示し、大学改革推進の指揮を執る。

(イ) 任命・任期等

学長となる理事長の任命は、法人が設置する大学に置く理事長選考会議（仮称）（以下「選考会議」という。）の選考に基づく法人の申出に基づき、知事が行う。

また、選考会議は、法人の経営及び教育研究の双方の側面からの意見を反映させる必要があることから経営審議会（仮称）と教育研究審議会（仮称）から選出された者各同数（各5人）で構成し、社会への説明責任を重視し、開かれた大学を目指すという観点から選考会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者を含めるものとする。

学長となる理事長の任期については、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、法人の規程で定め、再任も可能とする。

イ 副理事長

(ア) 職務・権限等

副理事長は、理事長を補佐し、長期的な展望に立った経営計画を遂行するなど、大学改革推進における重要な役割を果たすものとする。

また、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員の時はその職務を行うものとする。

(イ) 任命・任期等

副理事長の任命は、理事長が行う。副理事長の任期については、6年を超えない範囲において理事長が定める。ただし、任期の末日

は、当該副理事長を任命する理事長の任期の末日以前の日でなければならない。再任も可能とする。

ウ 理 事

(ア)職務・権限等

理事は、理事長及び副理事長を補佐し、法人の重要課題等に応じて法人の業務を掌理するものとする。

また、理事長及び副理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員の時はその職務を行うものとする。

(イ)任命・任期等

理事は、理事長が任命する。理事の任期は、6年を超えない範囲において理事長が定める。ただし、任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前の日でなければならない。再任も可能とする。

なお、理事については、法人の管理運営に対する幅広い客観性と専門性の高い識見を得て法人としての判断の確度と点検機能を高めるため、現に法人の役員又は職員でない者を含めるものとする。

この場合において、理事が最初の任命の際に現に法人の役員又は職員でなかったときは、その再任の際に現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

エ 監 事

(ア)職務・権限等

監事は、財務内容等の監査を含む業務の効率的かつ効果的な運営を確保するために全般的な監査を行い、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

また、法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、公正な運営を期すため、独立して職務を行う監事が法人を代表するものとする。

(イ)任命・任期等

監事は、知事が任命するものとし、その任期は、2年とする。

なお、再任も可能とする。

(2)理事会(仮称)

ア 設置及び構成

理事長は、下記のウに記載する事項について決定しようとするときは、判断の適正を期すため理事長、副理事長及び理事で構成する理事会(仮称)の議決によらなければならないものとする。

イ 招集及び議事

理事会(仮称)は、理事長が招集する。また、理事長は、その構成員又は監事から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、理事会(仮

称)を招集しなければならないものとする。

理事会(仮称)は、構成員過半数の出席で成立し、その議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決するものとする。

なお、可否同数のときは、議長が決定する。

監事は、理事会(仮称)に出席して意見を述べることができる。

ウ 議決事項

理事会(仮称)の議決事項は、次のとおりとする。

中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項

地方独立行政法人法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

その他理事会(仮称)が定める重要事項

(3) 審議機関

ア 審議機関の設置・招集等

(ア) 設置及び構成

理事長の下で経営と教育研究のバランスのとれた法人運営を図るため、経営審議会(仮称)と教育研究審議会(仮称)を置く。

経営審議会(仮称)は、大学の法人化による経営面での責任を的確に果たすため、法人の経営に関する重要事項を審議する機関とする。

また、教育研究審議会(仮称)は、大学等の教育研究活動が自主的かつ自律的に行われるべきであることから、法人が設置する大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関とする。

(イ) 招集及び議事

経営審議会(仮称)及び教育研究審議会(仮称)の議長には理事長を充て、議長が各審議機関を招集する。

また、各審議機関は、委員過半数の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

なお、可否同数のときは、議長が決定するものとする。

イ 経営審議会(仮称)

(ア) 構成

経営審議会(仮称)は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

理事長

副理事長

理事長が指名する理事及び職員

法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命するもの

上記の委員の数は、経営審議会(仮称)の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

委員の任期は、原則2年とし、再任も可能とする。

(イ) 審議事項

経営審議会(仮称)は、次に掲げる事項を審議する。

中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

その他法人の経営に関する重要事項

ウ 教育研究審議会(仮称)

(ア) 構成

教育研究審議会(仮称)は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

学長となる理事長

理事長が指名する副理事長又は理事

学部長

教育研究上の重要な組織の長のうち、理事長が指名する者

教育研究審議会(仮称)が定めるところにより理事長が指名する職員

法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究審議会(仮称)の意見を聴いて理事長が指名するもの

委員の任期は、原則2年とし、再任も可能とする。

(イ) 審議事項

教育研究審議会(仮称)は、次に掲げる事項について審議する。

中期目標について知事に対して述べる意見に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)

中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。)

学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

教員人事に関する事項

教育課程の編成に関する方針に係る事項

学生の円滑な修学等を支援するために必要な事項
学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する
方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する
事項
その他大学の教育研究に関する重要事項

(4) 教員組織

学長となる理事長のリーダーシップの下に教育研究分野の発展を図るため、創造的で先駆的な教育及び研究ができる組織を構築する。

そのためには、教育研究審議会（仮称）を中心とした組織体系の下に、医学及び保健看護学教育の一層の充実と先端的・独創的な研究が実現できる体制を確立し、また、学内の業務の効率化を進めることにより、良好な教育研究環境の創出を図る。

(5) 事務組織

公立大学法人を運営するにあたり、教育・研究・医療などの大学機能を発揮し、効率的かつ効果的な経営を確保するため、適切で迅速な判断と意思決定が求められることから、事務組織を、広範な情報収集と精緻な分析に基づく適切な判断材料を提供し、社会変化に柔軟に対応できる能力を有した組織に改編する。

また、事務組織は、日常の事務を適切に処理することはもちろんのこと、法人経営や大学運営に精通し、その専門性を十分に発揮して、理事長の下で教員組織及び保健医療組織に対し効果的な支援を行うとともに、中長期的な視点で法人経営や大学機能の向上につながる企画立案等に重要な役割を果たすものとする。

(6) 地域医療支援体制

学部教育、大学院教育を通じ、また医療関係者の資質の向上に有効な施策を展開することにより、県民の健康と福祉の増進に寄与できる高い見識と豊かな人間性を有する医師や看護師などの医療従事者を育成し、地域に輩出するシステムを構築する。

とりわけ県内医療機関に対する医師の配置については、法人全体の重要課題として取り組み、理事長の指導の下に県民の医療ニーズ、地域の医療事情に柔軟に対応できる体制を確立する。

3 目標評価制度

(1) 目標評価制度

公立大学法人では、業務の公共性、透明性及び自主性を確保することを目的として、目標、計画、評価、業務運営への反映という一連の流れが義務づけられている。

中期目標の設定については知事が行い、中期計画・年度計画の作成・実施については法人が行う。評価については、大学内部において学校教育法に基づく自己点検評価を行う一方、地方独立行政法人法に基づいて県に設置される第三者機関である地方独立行政法人評価委員会が業務実績の評価を行う。その場合、教育及び研究の分野については、学校教育法に基づく認証評価機関の評価を踏まえるものとする。これらの評価結果の反映、業務の見直し・改善は、法人が行う。

(2) 中期目標

ア 作成手続

中期目標は、知事があらかじめ法人の意見を聴き、これに配慮するとともに、地方独立行政法人評価委員会として和歌山県が設置する「和歌山県公立大学法人評価委員会（仮称、以下「評価委員会」という。）」の意見を聴いた上で作成し、議会の議決を経て、これを定め、公表する。

法人への意見聴取は、法人が作成する案を聴取することなどの手続により行う。

イ 内容・項目

中期目標の項目については、地方独立行政法人法に定められた項目と文部科学省が国立大学法人へ示した記載項目を基本とし、以下のとおりとする。

中期目標の期間（6年間）

教育研究等の質の向上に関する目標

（住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標）

業務運営の改善及び効率化に関する目標

財務内容の改善に関する目標

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

その他業務運営に関する目標

また、和歌山県立医科大学が医科系大学であるという特性を踏まえ、教育研究等の質の向上に関する目標の中に、「教育」「研究」の他に「地域貢献」、「産学官との連携」、「国際交流」、「附属病院」について

の目標を掲げる。上記で示した中期目標の項目の中で、より詳細な目標の項目を設定する。

中期目標の記載内容は、原則として全学的にわたるもので、大学の基本的な目標を主に大きな方向性を示す内容とする。また、大学運営の基本的な方針や大学として重点的に取り組む事項等を中心に記載するとともに、可能な限り、具体的な目標を設定する。

業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善に関する目標については、効率的な運営をすすめるため、できる限り数値目標を盛り込むなど、具体的な目標を設定する。

(3) 中期計画

ア 作成手続

中期計画は、法人が中期目標に基づき作成し、知事が評価委員会の意見を聴いて認可するとともに、認可後、法人は中期計画を公表する。

イ 内容・項目

中期計画の項目は、以下の事項を基本として設定する。

- 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
(住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置)
- 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
- その他業務運営に関する目標を達成するための措置
- 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画
- 短期借入金の限度額
- 重要財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画
- 剰余金の使途
- その他県の規則で定める業務運営に関する事項
(施設及び設備に関する事項、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担など)

上記で示した中期計画の項目の中で、可能な限り具体的な計画を盛り込むこととし、中期目標の期間内に達成が可能なものは、適宜数値目標や目標達成時期を盛り込むことを検討する。

教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置の中で、教育の成果、教育内容等については、中期目標に掲げる方針を踏まえながら、学士課程、大学院課程に分けて計画内容を盛り込むことが適当である。

業務運営の改善及び効率化に関する計画は、可能な限り具体的な数値計画をたて、運営の改善及び効率化に積極的に取り組むことが必要である。

(4) 年度計画

年度計画は、認可を受けた中期計画に基づき、法人が作成し、知事に届け出るとともに公表する。

法人の運営は、年度計画によって行われることになり、中期計画で定めた事項に基づき、当該年度において実施すべき計画を綿密にたてる必要がある。

年度計画の作成に当たっては、各事業年度の業務運営の終了後、検証、評価されることを踏まえ、中期計画に掲げる業務が着実かつ効率的に行われるような内容とする必要がある。

(5) 評価制度

ア 外部評価の導入と評価結果の大学運営への反映

法人は、外部評価機関の評価、つまり評価委員会の評価、及び認証評価機関の評価を受けなければならない。

外部の評価機関の評価結果を踏まえ、法人は大学運営の改善及び効率化、教育・研究・医療活動の向上に資することが重要である。

このため中期目標、中期計画及び年度計画に、外部の評価機関による評価結果とその対応を盛り込み、大学機能の拡充に繋げるような活用をしなければならない。

イ 大学内部における自己点検評価の充実

法人は、自ら大学機能の拡充を図るため、大学内部において自己点検評価体制を充実させることが必要である。

法人の中期目標を達成するためには、外部機関の法人の業務実績に対する評価を受けて、自己点検による業務改善努力が不可欠である。

ウ 評価委員会の概要

評価委員会は、第三者機関として公正で厳正な評価を行うため、外部の有識者で構成される。この構成にあたっては、医科系大学の特性を考慮する観点から、経営はもとより、大学や病院運営に関する高い識見を有する者の参画を図る必要がある。

(6) 情報公開

知事は中期目標を公表し、法人は、県民に対して大学の業務内容を透明化し、信頼感を高め、説明責任を果たすため、可能な限り情報の開示を推進する。なお、情報公開に当たっては、個人情報保護の観点からの運営基準の設定など、適切な措置を講ずるものとする。

4 人事制度

法人化後の人事制度については、地方公務員法等の適用対象外となり、これまで以上に弾力的で多様な制度設計が可能となる。しかしながら、その設計は法人の目的の趣旨に沿い、新たに適用されることとなる労働関係諸法に適合し、かつ、県民の理解が得られるものでなければならない。これらを踏まえ、法人化後の新しい人事制度は、法人の目的の実現に寄与し、法人化のメリットを可能な限り活かせるよう設計していく必要がある。

(1) 教職員の承継

法人化にあたり業務の円滑な移行を行うため、法人に承継される教職員の範囲については、地方独立行政法人法の規定に従い、条例でこれを定めるものとする。

なお、教職員の身分の承継に当たっては、地方独立行政法人法及び県の退職手当条例の規定の趣旨に沿い、承継される教職員に不利益が生じないよう、法人の規程において在職期間の通算規定を設けるなど所要の措置を行うこととする。

また、これまでの人事異動の実情や法人における業務の必要性等を十分に勘案し、法人への業務の移行がスムーズに行えるよう、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の活用による県職員の派遣について検討する。

(2) 教職員の人事

ア 採用

法人化後は、教職員の採用は法人が独自で行うこととなる。採用計画・採用方針、募集方法、選抜方法（競争試験・選考の別）、試験項目、採用・選考体制等について、客観性・透明性の観点にたち定める必要がある。

教職員の採用形態については、多様で弾力的な、透明性の高い人事の実現という観点から、一定の要件のもとでの任期制の導入や公募制の拡大等について検討する。

法人化に伴い、経営ノウハウを持つ実務家等高度の専門的な知識・経験や優れた識見を有する者を戦略的に学外から任期を付して招へいする場合等に対応できる採用方法のあり方を検討する。

イ 人事交流

教職員の能力向上や組織の活性化等を図る観点から、県や他の国公立大学法人等との幅広い人事交流が可能となるよう制度を整えることが必要である。

ウ 教職員の能力育成

産学官連携や地域貢献など学外活動の拡大に伴い、より一層の教員と職員との連携協力が必要である。すべての教職員に対して能力育成のための研修を実施することはもちろんのこと、教員を実務的に支援する専門性を向上させる職員研修の実施や人事ローテーションの配慮が必要である。

(3) 教職員の評価制度

ア 教員の評価制度

教員の評価制度の整備は、教員組織の活性化のみならず、任期制等の導入の検討に当たって不可欠のものである。新たな評価システムが適正かつ円滑に機能するよう「公正性」、「納得性」、「透明性」、「合目的性」という評価システムの基本原則に則り、教育・研究・医療という教員の職務内容に適合した適正な評価システムの構築及び実施方法、評価結果の活用方法等を検討する。

イ 職員の評価制度

職員の評価制度については、現在県で試行している評価制度や国における公務員制度改革に伴う評価制度の導入状況等を踏まえ、職員の意識向上や能力発揮につながる制度を検討していくものとする。

(4) 給与制度

ア 役員報酬

理事長等役員の報酬については、法人の業務実績や県職員の給与、他の公立大学法人の状況等を勘案し、適正な水準となるよう設定するとともに、個々の役員の業績が反映されるシステムを検討する。

イ 教職員の給与制度

教職員の給与制度については、法人の業務実績、教職員の勤務成績、社会一般情勢適合という法の趣旨を尊重しつつ、県の現行制度、現在国で検討されている公務員制度改革の動向や今回の人事院勧告でふれられている給与構造の抜本的見直しの検討状況を十分に見据えながら検討していくものとする。

なお、教職員のモチベーションを高め、その能力が最大限発揮されるよう、個々の教職員の業績が給与に反映される制度を検討することも重要である。

また、教員の任期制度導入や、時のニーズに適合した優秀な教職員の短期間の招へいを可能とする給与制度（年俸制等）を検討する。

ウ 退職手当制度

退職手当の制度設計に当たっては、県や他の国公立大学法人等との円

滑な人事交流が可能となるよう、在職期間の通算措置等を検討する。また、法人内部での役員・教職員間の異動に対する退職手当の期間通算の可否についても検討する。

エ 給与制度等の公表

理事長等役員の報酬及び教職員の給与等の支給基準については、法人運営の透明性を図るため、公表するものとする。

(5) 服務・勤務時間等

ア サービス・勤務時間等の根本基準

教職員のサービス・勤務時間等については、法人が適正な業務運営を確保する観点から、法人の規程において設定されるものであるが、その内容は、法人が、県民の負担による財政支出に支えられることに鑑み、自己規律と県民に対する説明責任を踏まえたものでなければならない。また、労働関係諸法を踏まえた勤務条件の設定が必要である。

イ 兼職・兼業の緩和

教員の有する優れた知識や経験、研究成果等を地域に還元し、産学官連携の推進や地域社会への貢献等につなげていくため、兼職・兼業に関する規制を緩和するものとするが、本来業務への支障、利益相反等が生じないよう適切な基準を設定するとともに、県民への適切な情報開示を行っていくものとする。

ウ 教員の勤務時間管理

教育研究に従事する教員について、労働基準法の改正により可能となった裁量労働制やフレックスタイム制の導入の可否について検討する。

エ 職員の勤務時間管理

職員の勤務時間管理に関しては、勤務能率の向上と超過勤務の縮減という観点から、裁量労働制やフレックスタイム制の導入の可否、また、変形労働時間制の導入を検討する。

(6) 人員管理

法人化により教職員の定員は、従来の県定数条例による定員管理対象外となるが、法人の自律的な管理のもとに、法人の中・長期的な展望等に沿って人員管理を行うことが必要である。このため、法人において、中・長期的な人事計画を策定することが必要である。

(7) 福利厚生

教職員の福利厚生については、社会保険や災害補償等法律で適用される事項のほか、法定外の福利厚生制度についても検討する必要がある。

5 財務会計制度

法人化により財務会計制度は、地方自治法、和歌山県財務規則等の適用がなくなり、より効率的な会計処理や、複数年度にわたる予算執行を可能にする等、企業会計の原則に基づく弾力的な制度に移行することとなる。

財務運営については、法人の裁量によるところが大きくなる一方、県からの資金交付を受けた公立大学法人としての公共性の確保の観点から、県民に対する説明責任が求められる。そのため、財務諸表の公表等により、法人の運営状況を明らかにし、透明性を高める。

(1) 財産的基礎、財産の処分

ア 出資の方法

法人が業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎となる財産については、県が法人に出資する。

法人が解散した際、債務を弁済した後の残余財産は、県に帰属する。

イ 重要な財産、処分とその方法

重要財産の範囲については、現状を踏まえ、条例で定める。

条例で定める重要財産を譲渡、又は担保に供しようとするときは、中期計画に位置付け、知事の認可を受けなければならない。

(2) 運営費交付金

法人の自主性、自律性を活かし、安定した業務実施の財源として、使途を特定しない運営費交付金を交付する。

運営費交付金の算定には、教育・研究・医療活動の向上や経営の改善につながるよう、評価結果を適切に反映させることや、授業料等の自己収入を組み入れることを検討し、算定のルール化についても検討する。

また、法人においては、運営費交付金を効果的に活用し、業績評価を踏まえた配分をする等、運用方法についても、検討する必要がある。

(3) 自己収入

ア 料金の設定

授業料等の学生納付金、施設の利用料金及び附属病院の保険外収入など、その料金設定が法令によらないものについては、大学の特性を考慮しつつ、他大学・他病院の動向も踏まえながら、法人が適切にその上限を設定し、知事の認可を受けなければならない。

イ 外部資金

外部資金獲得については、共同研究、受託研究、産学官連携や特許の取得等を積極的に推進する。

また、国家プロジェクトや科学研究費等の公募による研究費の獲得にも努める。

ウ 自己収入の使途

自己収入の使途については、中期計画に基づき、評価に応じた分配を含め、弾力的な運用を図る。

(4) 施設整備

施設の整備については、法人の教育・研究・医療活動における施策を踏まえて必要性を検討し、中期計画に位置付けて、計画的な教育・研究・医療環境の整備に努めるものである。

その財源については、県からの補助金等による資金交付や、法人の財産処分益の充当等、多様な方法があるが、法人への出資財産のあり方を踏まえ、県の財政状況や法人の運営状況を勘案しながら、効率的な施設整備の方法を検討する。

(5) 会計基準、監査体制

会計基準については、企業会計の原則に基づく地方独立行政法人会計基準に従い、法人において新たに会計規程を設け、予算や決算、契約の方法等、会計制度の方針を定める必要がある。

また、法人化後は、企業会計に移行されるため、新たな財務会計システムを導入することにより、附属病院の経営分析もあわせて、法人の業務運営状況を適切に把握していくことが必要である。

経営状況等の公表については、地方独立行政法人法で規定する財務諸表及び県の規則で規定する書類により行うこととし、その閲覧期間についても、県の規則で定める。

法人化後における監査制度については、会計監査人による外部監査、内部監査としての監事による監査により、業務運営及び財務運営の適正化を図る。

(6) 資金管理

財務諸表等に基づく的確な収支状況の把握、資金需要を見据えたうえでの計画的な資金管理を行い、円滑な法人運営に努める。

短期借入金の限度額については、資金需要や運営費交付金、施設整備費の交付時期及び額を考慮し、中期計画で定めることとする。

取引金融機関の選定に関しては、利便性や収益性、信頼性等を総合的に勘案し、慎重に行うこととする。

6 附属病院及び附属病院紀北分院

医科大学は、その所在地の地域特性と病院機能の異なる附属病院と附属病院紀北分院の2病院を持ち、両病院が連携・補完することにより幅広い、充実した臨床教育・研修の場を提供するとともに県内の医療機関をリードして県民に良質の医療を提供してきており、法人化後もその役割を担っていくこととなる。

今後、法人化により自主・自律に基づく柔軟な運営が可能となるメリットを有効に活用し、県民の期待に更に応えることができる病院の体制を構築する。

また、評価制度による評価を医療の現場に常に反映することにより、県民の視点に立った病院運営に努めるものとする。

附属病院は、特定機能病院として高度で先進的な医療を提供しているが、医療技術が、格段に進歩している現在、県民に世界的な先端医療を提供できる研究・研修機能の更なる充実に努めるものとする。

人事、財務面で弾力的な運営が可能となることを生かして、県民の期待に応える高度で先進的な医療を常に提供できる体制を更に発展させていくものとする。

また、救命救急センター、基幹災害拠点病院、エイズ拠点病院、非血縁者間骨髄移植・採取施設などの県内基幹病院としての機能は維持していかなければならない。

なお、附属病院のあるべき姿については、中期目標への反映に向けて具体的な検討を行うものとする。

附属病院紀北分院は、橋本保健医療圏における中核病院であり、第二種感染症指定医療機関の指定を受けるなど地域に密着した医療を提供している。

専門科を横断する総合的な診療が可能な総合診療医を育成するとともに、へき地医療を包括的に支援するための教育的かつ機能的な病院として整備し地域に貢献する。

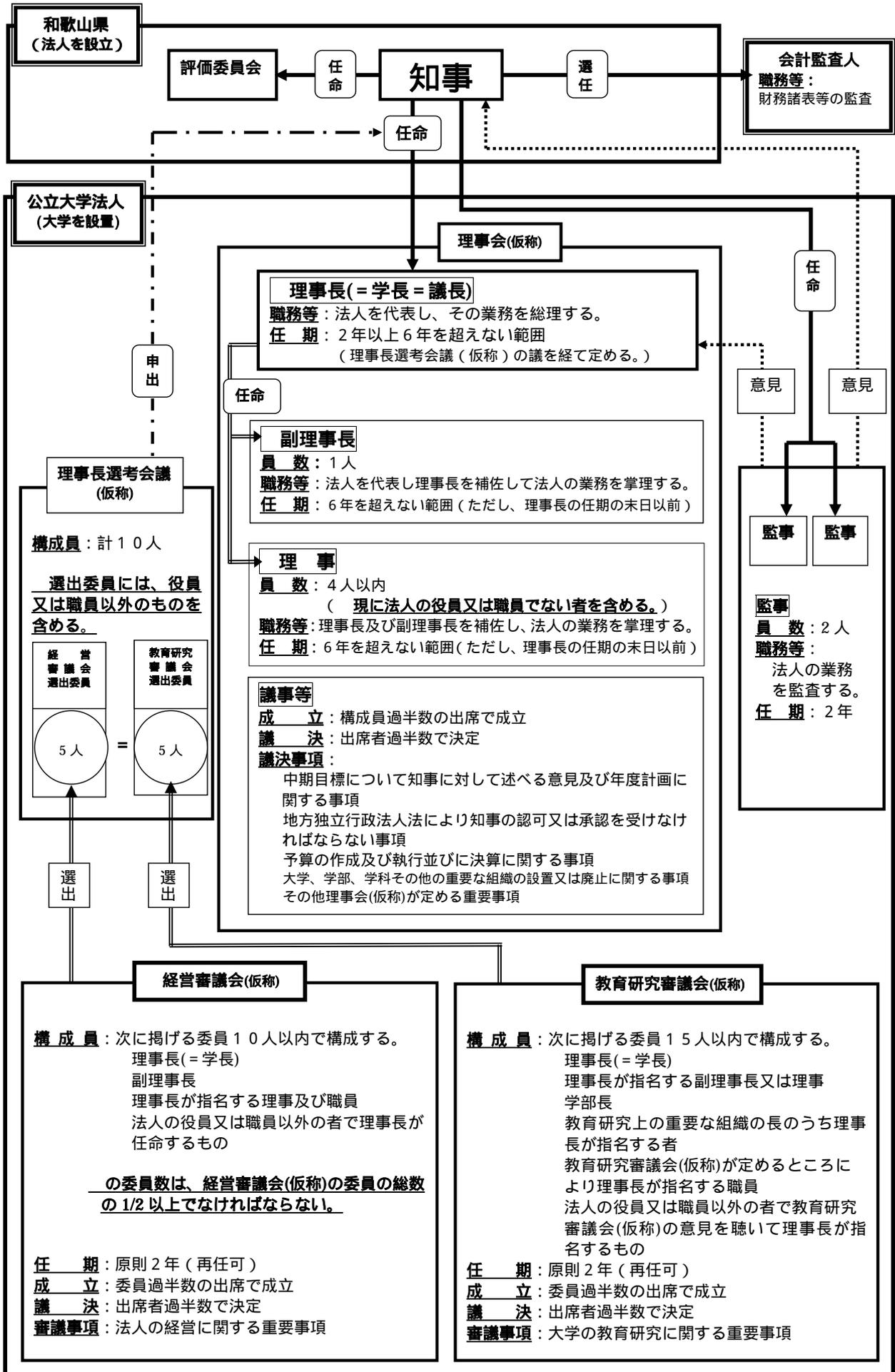
また、高齢化の急速な進展に対応して、生活習慣病や運動機能障害等の診療・予防など高齢者総合医療やリハビリテーション医療、更には健康づくりに取り組み、地域密着型医療機関の先駆的モデルを提示し、研究成果の発信を目指すとともに、看護師等コメディカル・スタッフ養成のための研修機能を充実する。

このためには、地域の中核病院として住民に支持される必要があり、医療圏の医療施設の状況、住民の年齢構成、住民の受診状況等を調査分析するなど圏域の医療ニーズを的確に把握したうえで、目指すべき新たな病院機能や医療環境の整備について早急かつ具体的に検討する。

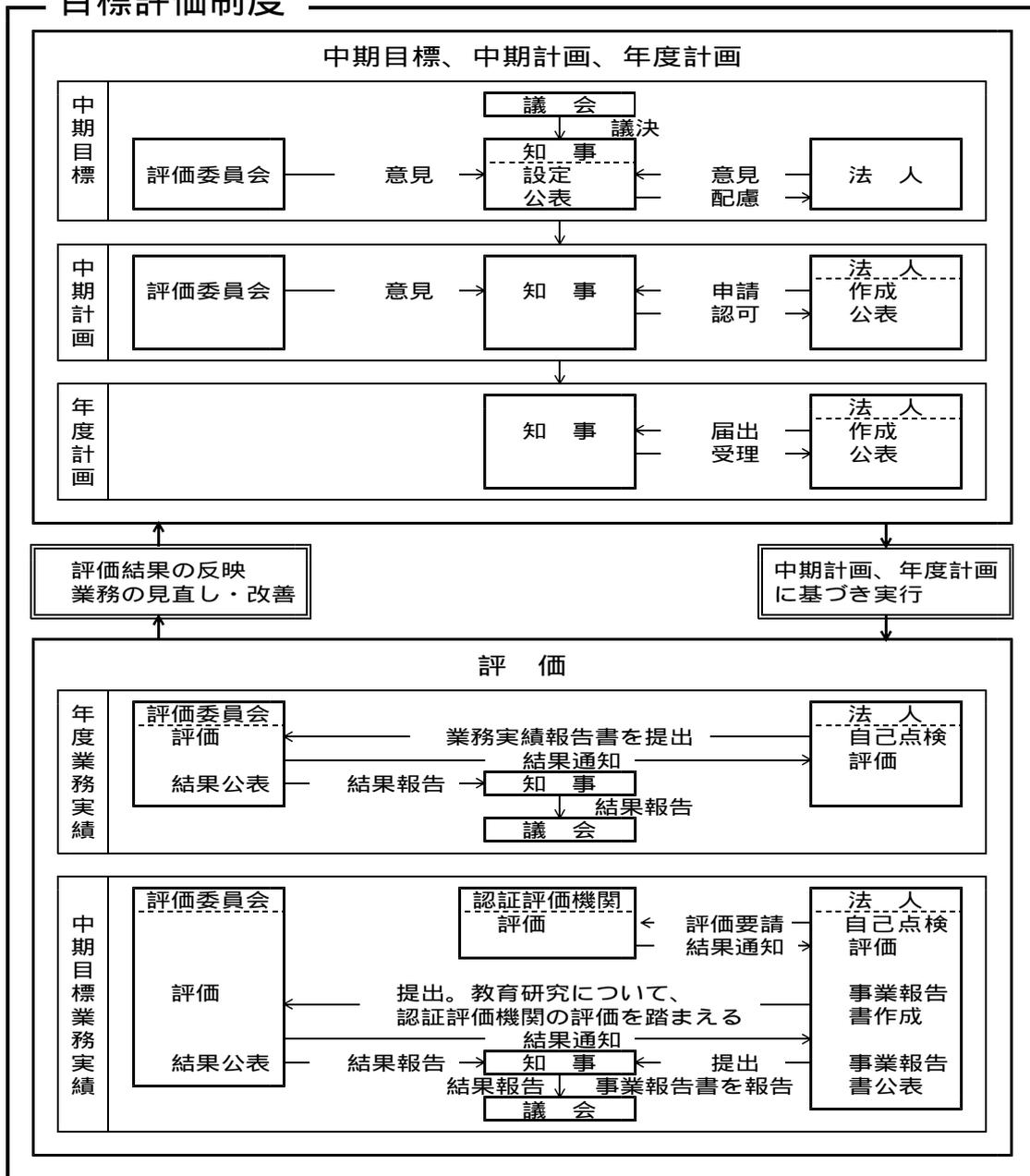
具体的な病院機能等については中期目標に漸次取り入れていくものとし、その実施は、法人の中期計画、年度計画に従って行うものとする。

また、附属病院の2病院は、自己責任のもとに合理的な運営体制の構築や不断の運営コストの削減努力等の健全経営の確立を図る必要がある。

7 法人の概略図



目標評価制度



財務会計制度

